

平成22年稲敷市農業委員会第8回総会

〔8月25日〕

-
- 日程1 会議録署名委員の指名について
日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について
日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程8 議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
-

本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について
日程2 報告第1号
日程3 報告第2号
日程4 報告第3号
日程5 議案第1号
日程6 議案第2号
日程7 議案第3号
日程8 議案第4号
日程9 議案第5号
-

出席委員

1番	井戸賀吉男君	17番	澤邊雅之君
2番	沖野谷秀雄君	18番	宮本善助君
3番	飯塚幸一君	19番	村山文雄君
4番	千勝忠君	20番	坂本一雄君
5番	保科進君	21番	山田重一君
6番	川島昇君	22番	秋本精一君
7番	高須一郎君	23番	横田裕康君

8番	篠崎 惣壽 君	24番	加納 昭 君
9番	栗山 文雄 君	25番	松本文雄 君
10番	濱田 昭一 君	26番	沼崎 享 君
11番	吉岡 一仁 君	27番	濱田 孟 君
12番	横田 悌次 君	29番	鈴木 重義 君
14番	野口 隆雄 君	30番	黒田 久良之進 君
15番	篠崎 文夫 君	31番	高城 貞雄 君
16番	古澤 真和 君	32番	根本 卓明 君

欠席委員

13番	内埜 新也 君	28番	青宿 昌夫 君
-----	---------	-----	---------

出席説明員

農業委員会事務局長	内田 和雄 君
農業委員会事務局長補佐	永長 妥啓 君
農業委員会事務局係長	小更 礼子 君
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝行 君

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 7月26日（月） 稲敷市農業委員会第1回運営委員会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 農業委員会運営委員13名
- 7月27日（火） 農業者年金受給予定者個別相談会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 農業委員会事務局
- 8月3日（火） 農業委員会稲敷郡協議会会長・局長合同研修会
～4日（水）於 宮城県仙台市
出席者 加納会長、内田事務局長
- 8月6日（金） 茨城県農業会議第141回定例総会
茨城県農政活動推進本部第87回代議員総会
農業委員会会長・局長会議
於 水戸市「レイクビュー水戸」
出席者 加納会長、内田事務局長
- 8月9日（月） 稲敷市農政対策会議（認定農業者との意見交換会）
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 農業委員会運営委員13名
- 8月10日（火） 農業委員会県南連絡協議会役員会
於 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎
出席者 加納会長、内田事務局長
- 8月17日（火） 茨城県農業会議第359回常任会議員会議
於 水戸市茨城県市町村会館
出席者 加納会長
- 8月20日（金） 茨城県農業改革推進大会
於 水戸市「水戸市民文化センター」
出席者 加納会長、吉岡代理、秋本委員、村山委員
-

午後 3時11分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成22年8月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろ

しくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、13番、内埜委員、28番、青宿委員の2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、4番、千勝委員、5番、保科委員、兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、新橋字町田、田1筆、3,967平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、本新、田1筆、4,991平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、松山字柳町ほか2地区、田3筆、畑2筆、計5筆、3,077平方メートルについてでございますが、平成22年2月11日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、月出里字花指、田11筆、畑6筆、計17筆、3万1,668平方メートルについてでございますが、平成21年10月25日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号3番、月出里字花指、畑2筆、計1,691平方メートルについてでございますが、平成21年10月25日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

受理番号4番、江戸崎字荒匂ほか17地区、田26筆、畑14筆、計40筆、4万3,151平方メートルについてでございますが、平成22年5月26日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

5ページをお開き願います。

受理番号5番、橋向字橋向ほか1地区、田11筆、畑2筆、計13筆、2万1,977平方メートルについてでございますが、平成21年9月24日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第3号 制限除外の農地の移動届出につい

てを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 6ページをお開き願います。

報告第3号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、羽賀字大日、畑1筆、3,840平方メートルのうち500平方メートルについてでございますが、株式会社NTTドコモの携帯用無線基地局の建設のため、賃貸借権の設定を行うものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をした結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります。

受理番号2番、伊佐部字宿下、田1筆、90平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社の携帯用無線基地局の建設のため、賃貸借権の設定を行うものでございます。無線基地局は、直径0.4メートルのコンクリート柱を設置するものであります。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をした結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります。

受理番号3番、鳩崎字新田、畑1筆、307平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社の携帯用無線基地局の建設のため、賃貸借権の設定を行うものでございます。無線基地局は、直径0.4メートルのコンクリート柱を設置するものであります。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をした結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります。

受理番号4番、小羽賀字一ツ橋、畑1筆、2,378平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社の携帯用無線基地局の建設のため、賃貸借権の設定を行うものでございます。無線基地局は、直径0.4メートルのコンクリート柱を設置するものであります。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をした結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 7ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買5件、贈与3件、使用貸借権再設定1件でございます。

受理番号1番、新橋字町田、田1筆、3,967平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。受人の経営面積は879アールで、農作業従事日数は200日で、主に水稻を作付している認定農業者でございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。

受理番号2番、本新、田1筆、4,991平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。受人の経営面積は335アールで、農作業従事日数は300日で、主にレンコンを作付している認定農業者でございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。

受理番号3番、浮島字妙技、田1筆、991平方メートルについてでございますが、現在、受人に耕作をお願いしていますが、今後も耕作ができないので譲渡するものでございます。受人は、渡人の要望により耕作地を取得するものでございます。受人の経営面積は99アールで、農業従事日数は120日、主に水稻を作付しているものであります。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。

受理番号4番、江戸崎字小角、畑2筆、うち1筆は現況畑でございます。計3,172平方メートルについてでございますが、渡人は、相続により取得しましたが、耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は、自社の敷地に隣接していることと、渡人の要望により取得するものでございます。受人の経営面積は取得地を含めまして64アールで、農作業従事日数は60日でございます。現在40アールを借りてスイートソルガムを原料としたバイオマスエタノールを利用したバイオ燃料の試験として耕作しており、取得後はスイートソルガムを作付するものであります。また、受人は、土地条件が悪いということで、非耕作地がありますが直ちに整地を行い、耕作を開始する旨の計画書が提出されています。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。

受理番号5番、沼田字中沼田ほか1地区、田2筆、計4,759平方メートルについてでございますが、渡人は、後継者がいないため親類に譲渡するものでございます。受人は、自宅に近く耕作がしやすいので取得するものでございます。受人の経営面積は144アールで、農作業従事日数は250日で、カボチャと水稻を作付しているものでございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を

満たしていますので、問題はないものであります。

8 ページをお開き願います。

受理番号6番、高田字蓮沼ほか9地区、田12筆、畑9筆、計21筆、1万1,519平方メートルについてでございますが、渡人は孫に贈与するものでございます。受人は、祖母より譲り受けるものであります。受人の経営面積は449アールで、農作業従事日数は100日、主に水稲を作付しているものであります。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題ないものであります。

受理番号7番、犬塚字狐バサマ、田1筆、99平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者に贈与するものであります。受人は、耕作地を贈与により取得するものでございます。受人の経営面積は227アールで、農作業従事日数は60日で、主に水稲を作付しているものであります。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題ないものであります。

9 ページをお開き願います。

受理番号8番、六角字二番割、田9筆、計1万4,149平方メートルについてでございますが、渡人は、子供に贈与するものであります。受人は、父より譲り受けるものでございます。受人の経営面積は778アールで、農作業従事日数は150日で、主に水稲を作付する認定農業者でございます。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題ないものであります。

受理番号9番、堀川字草切、田6筆、畑4筆、計10筆、3万9,831平方メートルについてでございますが、渡人は、経営移譲年金受給のため後継者に使用貸借権の再設定を行うものでございます。受人は、父より使用貸借権の再設定を行うものであります。受人の経営面積は409アールで、農作業従事日数は80日で、主に水稲を作付しているものでございます。また、受人は、非耕作地がありますが、10月ごろから果樹を植える旨の計画書が提出されています。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

なお、受理番号1番、2番、3番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、受理番号1番、2番、3番について事務局より調査報告をいたします。

受理番号1番につきましては、7月16日、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談を行いました。調査の結果、お手元に配付しました報告書のとおり、受人は主に水稲を作付する認定農業者で、受となる許可要件を満たしており、問題ないもの

であります。

受理番号2番につきましては、7月12日、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。調査の結果、お手元に配付しました報告書のとおり、受人は主にレンコンを作付する認定農業者で、受となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

受理番号3番につきましては、8月3日に、事務局2名で受人の自宅において面談を行いました。農機具につきましては、別添写真のとおり確認をしています。調査の結果、お手元に配付いたしました報告書のとおり、受となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

以上です。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を宮本委員よりお願いします。

○18番（宮本善助君） 18番、宮本です。

受理番号4番について報告いたします。

11日の日に受人に会ってきたわけですが、事務局の説明のとおり、今後農地をふやして農業をやっていきたいという考えのようでございますので、問題はないかと思えますけれども、慎重なる審議をよろしくお願いします。

○議長（加納 昭君） では次に、受理番号5番を村山委員よりお願いします。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号5番について説明いたします。

過日、渡人、受人両方に確認いたしましたところ、議案書のとおりでありまして、受人は、私の調べですが、ブランド品の江戸崎カボチャを中心に栽培しており、集落活動にも率先して参加し、なかなか地域のリーダー的な存在でありまして、農業経営に意欲を燃やしている次第であります。審査内容は報告書のとおりでございますので、この案件は何ら問題ないかと思えます。

以上で、調査委員の報告を終わります。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を篠崎委員よりお願いします。

○8番（篠崎惣壽君） 8番の篠崎です。

受理番号6番についてご報告します。

これは、祖母から孫に譲ることなので、申請どおりの聞き入れもありましたので、何ら問題ないと思えますので、ご審議よろしくお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番を横田委員よりお願いします。

○12番（横田悌次君） 12番、横田です。

この案件については、審査票を見ていただければわかると思いますが、私も本人とも会っておりますし、この耕作地は私がつくっている隣なもので、一応問題はないと思えますが、よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号8番を根本委員よりお願いします。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

8月20日に受人とお話しすることができました。本人も既に耕作しているものであり、事務局の報告どおりでございますので、問題はなかろうかと思えます。慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号9番を川島委員よりお願いします。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号9番について調査報告をいたします。

受人、渡人双方に確認をいたしましたところ、議案書記載のとおりであり、問題ないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

日程6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、10ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、上君山字城ノ内、田2筆、畑1筆、計3筆、511平方メートルについてでございますが、自己住宅用地として使用したいとするものでございます。申請地の一部が稲敷市道、江の2162号線に面しており、現在22.54平方メートルが市道として使用され

ていますので、これを市に寄附する予定で、最終的に住宅用地は488.46平方メートルになるものでございます。受人は、現在物置の2階を住まいとして、夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長とともに手狭になったため、父所有の申請地を贈与により譲り受け、世帯分離をして自己住宅、軽量鉄骨造2階建て114.65平方メートルを建築するものでございます。申請地は、市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区の区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては自然浸透により宅内処理するもので、汚水につきましては公共下水道管に接続し処理するものでございます。農地区分は、市街地に隣接する区域で、農業公共投資の対象としない小集団の区域内の農地であることから、第2種農地として判断いたしました。8月23日、調査委員と事務局で申請内容の審査及び現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

以上、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

この案件は、親子でありますので、何の問題もないかと思えます。書類もそろっておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 11ページをお開き願います。

議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

転用事実証明書の交付4件、非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、江戸崎字小角、畑1筆、498平方メートルについてでございますが、登記地目を変更するため、平成6年2月16日付、南総農政指令第35号で、店舗併用住宅として許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。7月24日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号2番、江戸崎字小角、畑1筆、260平方メートルについてでございますが、登記地目を変更するためでございます。平成6年12月16日付、南総農政指令第179号で、駐車場として許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。7月24日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号3番、清水字神屋、畑7筆、計2,715平方メートルについてでございますが、登記地目を変更するためのものがございます。平成3年11月18日付、南管指令第67号で、駐車場・資材置き場として許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。7月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号4番、佐倉字佐倉原、畑1筆、499平方メートルについてでございますが、登記地目を変更するものがございます。平成15年1月23日付、南総農政指令第4号で、変更として許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。7月24日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号5番、上根本字古稻荷、畑1筆、309平方メートルについてでございますが、非農地証明書の交付でございます。昭和38年5月より、82.64平方メートルの農業用物置として使用されており、非農地となってから47年が経過しているものがございます。なお、家屋課税証明書が添付されております。8月23日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり問題ないものであります。

以上、議案第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番。

○25番（松本文雄君） 25番、松本です。

今月24日に、私と澤邊さんと宮本さんと事務局2名で現地に行って調査しました。そのときに見た内容は異常ないと思いました。よろしく審議してください。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番。

○25番（松本文雄君） 今の内容と同じなんです、498平方メートルと260平方メー

ル、同じ敷地の中ですが、ちょっと見た目には全然わからないんですよ。でも、現地へ行って見た結果、建物の建っている場所と駐車場が舗装してありまして、はっきりわかりましたので、1と2は異常ないと思います。

○議長（加納 昭君） では、続いて受理番号3番。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号3番ですけれども、ただいまの事務局の報告のとおり問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号4番。

○17番（澤邊雅之君） 17番、澤邊です。

昨日、2人の委員と事務局で現地調査しましたが、事務局の説明どおり問題なかったわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番。

○11番（吉岡一仁君） 11番、吉岡です。

これは、内容に間違いございませんので、よろしく願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、12ページをお開き願います。

議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付でございます。

受理番号1番、競売物件、上君山字西、田4筆、計1,117平方メートル、受理番号2番、競売物件、上君山字清原台、畑1筆、478平方メートル、受理番号3番、競売物件、上君山字清原台、畑1筆、448平方メートル、受理番号4番、競売物件、上君山字西、田2筆、計350平方メートル、受理番号5番、競売物件、上君山字清原台、畑2筆、計301平方メートル、受理番号6番、競売物件、上君山字清原台、畑1筆、120平方メートルについてでございますが、取得後は、田は水稻を作付しまして、畑はカボチャを作付する予定でございます。申請人の経営面積は612アールで、農作業従事日数は150日で、主に水稻を作付しているものであります。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題ないものであります。

受理番号7番、上君山字西、田4筆、計1,117平方メートル、受理番号8番、上君山字清原台、畑1筆、478平方メートル、それと13ページをお開き願います。受理番号9番、上君山字西、田2筆、計350平方メートル、受理番号10番、上君山字清原台、畑2筆、計301平方メートル、受理番号11番、上君山字清原台、畑1筆、120平方メートル、受理番号12番、上君山字清原台、畑1筆、448平方メートルについてでございますが、申請人の経営面積は232アールで、農作業従事日数は200日で、主に水稻を作付しているものであります。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。

以上、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から6番については事務局より願います。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 受理番号1番から6番について事務局より調査報告をいたします。

8月6日に事務局2名で受人の自宅において面談を行いました。農機具につきましては別添写真のとおり確認しています。調査の結果、お手元に配付しました報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしく願います。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番から12番を横田委員より報告願います。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

受理番号7番、8番、9番、10番、12番まで報告いたします。

23日に、青宿さんと宮本さんと調査をしました。機械もそろっていることだし、何の問題はないかと思いますが、慎重審議のほどよろしく願います。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号4番を除いて説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、14ページをお開き願います。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

新規設定3件、3万2,132平方メートル、再設定1件、3,997平方メートルについてでございます。

受理番号1番、浮島字尾島ほか3地区、田11筆、計1万3,272平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、レンコン、使用貸借権の設定、期間10年でございます。設定を受ける者は、経営面積133アールで、農作業従事日数は180日でございます。

受理番号2番、浮島字関谷ほか2地区、田4筆、畑1筆、計5筆、5,781平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、レンコンそれと野菜、稲等でございます。期間は10年、小作料10アール当たり、関谷3筆が現金4万5,000円、ひ可し1筆、現金1万円、それと水田1筆、現金2万5,000円でございます。設定を受ける者は、経営面積は248アール、農作業従事日数は300日でございます。

受理番号3番、駒塚字中田ほか5地区、田5筆、畑1筆、計6筆、1万3,079平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、使用貸借権の設定、期間10年でございます。設定を受ける者は、経営面積は166アール、農作業従事日数は60日でございます。

以上、議案第5号の受理番号1番から3番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号1番から3番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は、申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では続きまして、受理番号4番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に10番、濱田委員が該当しますので、濱田委員の退室を求めます。

〔10番 濱田昭一君 退室〕

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま10番、濱田委員が退室しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 15ページをお開き願います。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）。

受理番号4番、柴崎字下砂子ほか1地区、田4筆、計3,997平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり2.5俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は470アール、農作業従事日数は150日でございます。

以上、議案第5号の受理番号4番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号4番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は、申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、10番、濱田委員の入室を許可いたします。

〔10番 濱田昭一君 入室〕

○議長（加納 昭君） ただいま10番、濱田委員が着席しましたので、審議を続けます。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時57分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

4 番 委 員 千 勝 忠 ⑩

5 番 委 員 保 科 進 ⑩